

**改正**

平成18年7月24日告示第71号

平成19年3月26日告示第32号

平成19年5月29日告示第57号

平成19年11月27日告示第102号

平成28年3月31日告示第41号

令和4年8月17日告示第140号

令和8年3月13日告示第20号

笠松町協働型町民活動促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、住民協働のまちづくりを推進するため、各種団体が主体的に実施する公益性のある活動に要する経費に対し、予算の範囲内において笠松町協働型町民活動促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付に関しては笠松町補助金交付規則(昭和50年笠松町規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象団体)

**第2条** 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内に活動拠点、事務所等を有する団体
- (2) 5人以上で構成される団体
- (3) 当該団体の構成員が過半数以上の町民で構成される団体
- (4) 規約、会則等を有する団体
- (5) 当該団体において会計処理ができる団体

2 前項の規定に関わらず、未成年者のみで構成される団体並びに営利活動、政治活動及び宗教活動を目的とする団体は対象としない。

(対象事業)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公益性が認められる事業

- (2) 町民を対象として実施される事業
- (3) 団体が主体的に実施する事業
- (4) 当該年度に完了する事業
- (5) 営利、政治及び宗教を目的としない事業

(補助金の種類)

**第4条** この要綱による補助金の種類は、事業補助金及び運営補助金とする。

(事業補助金の対象経費及び対象外経費)

**第5条** 事業補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）又は対象とならない経費は別表のとおりとする。

(事業補助金の額)

**第6条** 事業補助金の額は、対象事業に要する経費から、当該事業から生じる特定財源を減じた額を交付するものとする。ただし、事業補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額を事業補助金の交付額とする。

(運営補助金の額)

**第7条** 町長は、当該団体の総会等にかかる経費に対して通算して3回を限度に運営補助金を交付できる（過去3回交付を受けた団体を除く。）ものとし、運営補助金の額は、30,000円とする。

(補助金の申請)

**第8条** 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、規則第4条の補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助を受けようとする年度の予算書及び事業計画書
- (2) 前年度決算書の写し（新たに設立した団体を除く。）
- (3) 規約、会則等
- (4) 構成員名簿
- (5) 事業補助金申請事業の一覧並びに概要及び事業費の明細

(審査)

**第9条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の適否及び補助額について審査するものとする。

(補助金の交付決定等)

**第10条** 町長は、前条の規定により事業補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、当該申請者に規則第7条の指令を交付するものとし、不交付の決定をしたときは、規則第7条の補助金不交

付決定通知書により通知するものとする。

2 町長は、事業補助金の交付決定をする場合は、第7条の規定による運営補助金の交付決定を併せて行うものとする。

3 町長は、事業補助金の交付の決定をした団体が繰越金又は使途目的が明確でない積立金を有する場合は、その額を差引いて事業補助金の交付決定をすることができる。

(事業補助金の変更)

**第11条** 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、新たな事業を実施する場合又はやむを得ない事由により事業に要する経費が増加する場合は、事業補助金の増額の申請をすることができる。

2 前項の規定により事業補助金を変更しようとする者は、規則第6条の補助事業変更申請書に、第8条第1号に掲げる書類を添え、申請をするものとする。

(実績報告)

**第12条** 補助事業者は、規則第11条の実施報告書に、次に掲げる書類を添え、実施報告を行わなければならない。

- (1) 補助対象事業の経理簿
- (2) 領収書等

(補助金の精算)

**第13条** 補助事業者は、既に交付されている事業補助金に剰余金（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）が生じた場合又は対象外の経費に流用した場合については、事業補助金を返還しなければならない。

(事業実績の公表)

**第14条** 町長は、この要綱に基づく対象事業の事業概要、対象経費、補助額、対象事業の成果等について公表に努めなければならない。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成18年度の笠松町協働型町民活動促進事業補助金から適用する。

#### 附 則（平成18年告示第71号）

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

**附 則**（平成19年告示第32号）

この要綱は、平成19年3月26日から施行し、平成18年度の笠松町協働型町民活動促進事業補助金から適用する。

**附 則**（平成19年告示第57号）

この要綱は、平成19年5月29日から施行し、平成19年度の笠松町協働型町民活動促進事業補助金から適用する。

**附 則**（平成19年告示第102号）

- 1 この要綱は、平成19年11月27日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成20年度以後の補助金の交付について適用し、平成19年度以前に補助金の交付決定のあったものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年3月31日告示第41号）

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

**附 則**（令和4年8月17日告示第140号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の笠松町協働型町民活動促進事業補助金交付要綱第8条、第10条及び第12条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請、交付決定及び実績報告（以下「申請等」という。）から適用し、施行日前の申請等については、なお従前の例による。

**附 則**（令和8年3月13日告示第20号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の笠松町協働型町民活動促進事業補助金は令和8年度以後の予算により交付する補助金について適用し、令和7年度以前の予算により交付決定のあった補助金については、なお従前の例による。

**別表**（第5条関係）

区分	対象経費	対象外経費
報償費	外部講師の謝礼、出演者の謝礼金等	団体構成員の飲食費、団体構成員のみ

旅費	事業に必要な交通費等	を対象とする謝礼、記念品費用等、団体構成員への慶弔費等の福利厚生費、祝儀等の儀礼的な経費、土地、家屋等の購入費、事務所等の通常の維持に要する費用、事業の再委託費、基金積立金、支払ったことを明確に出来ない経費
消耗品費	事業に係る文具、用紙代等	
印刷製本費	チラシ、会報の印刷費等	
食糧費	会議時の湯茶に要する費用等	
役務費	郵送料、行事保険料等	
使用料及び賃借料	公共施設使用料、機器借上料等	
原材料費	資材等購入費用	
備品購入費	事業用備品購入費等	
負担金補助及び交付金	上部機関への負担金等	
その他	対象事業を実施するために必要と認める経費	